

青年等就農資金の概要

【認定新規就農者向けの長期の無利子資金の借入れ】

青年等就農計画に即して新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対して、農業経営を開始するために必要な長期の無利子資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

認定新規就農者（※）

※ 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

（1）資金の用途

青年等就農計画の達成に必要な長期資金全般（「単なる資金繰り資金」や農地等取得を除く）

- ・農地等の改良、造成等（農地の復旧費用は除く）
- ・農業経営用施設・機械等の取得等
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の取得等
- ・会社設立事務に必要な費用等の創立費、開業費等繰延資産の取得の費用等
- ・家畜・果樹等の導入、育成費、農地賃借料、機械等のリース料等長期の運転資金
- ・法人成りに必要な登記費用

（2）借入限度額：3,700万円または1億円（就農計画における所得目標及び技術面での要件を満たす者に限る。）

（3）借入金利：無利子

（4）償還期限：12年以内（うち据置期間5年以内）

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合、(株)日本政策金融公庫

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（農協・銀行等）に必要書類（※）を提出

（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、鳥取県農林水産部経営支援課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. お問い合わせ先

□(株)日本政策金融公庫鳥取支店（TEL:0857-20-2151）

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

6. 就農支援資金（旧制度資金）について

就農計画に即して新たに農業経営を営もうとする認定就農者（◆）に対して必要な資金を無利子で融資する。（貸付原資：国2/3、県1/3）

◆認定就農者とは、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（H26.4.1廃止）に規定する就農計画を作成して県の認定を受けた者をいいます。